



(財)大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)

“エイジレス社会”海外福祉事情調査・研修



フィリピン介護士育成・活動事情視察

今、わが国では少子高齢化の進行等により、介護サービスへのニーズがさらに増大するとともに、認知症高齢者の増加等により、より高い専門性が求められるなど、提供される介護サービスの「質」の向上が求められています。

こうした中、より質の高いサービスを提供できる人材の安定的な確保が急務となっていますが、近年の景気回復等に伴い、介護サービスの担い手＝人材不足が生じ、深刻な問題となっています。また、少子高齢化の進行により、2014年には新たに50万人の介護福祉士等が必要になると予測されています。

こうした状況の中で、2006年9月、日本とフィリピンの間に「日比経済連携協定」(JPEPA)が締結され、日本では12月の臨時国会において承認されました。

これにより、近い将来、フィリピン人の介護福祉士等の受入れが可能となりました。そこで、今回の研修では、フィリピンでの介護士教育と活動の現場を視察し、受入れの可能性や課題等について探ります。

将来を見据えた受入体制の構築や今後の介護・福祉施設等の運営方針等を検討いただく絶好の機会かと存じますので、皆様方の積極的なご参加を心よりお待ちしております。

旅行日程 : 2008年2月20日(水)～2月24日(日) 4泊5日

旅行代金 : お1人あたり 158,000円 (お1人様1室利用)

利用ホテル: ダイヤモンドホテルフィリピン

募集人員 : 25名(最少催行人員20名) 定員になり次第締め切らせていただきます。

研修企画



財団法人大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)
財団法人大阪府地域福祉推進財団シルバーサービス会員企業

〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター内
TEL 06-4304-0294 FAX 06-4304-2941 <http://www.fine-osaka.jp>

旅行企画・実施

株式会社JTB西日本

視察内容

【1】TESDA(フィリピン労働雇用省・技術教育技能教育庁)への訪問とレクチャー

フィリピンにおける職業技術訓練は、フィリピン産業の国際競争力を確保すると同時に、技術教育・技能開発に関し

て、正規の学校教育を補完する役割を担っています。TESDAは、フィリピンにおける技術教育等を行う学校を認可する機関で、プログラム、予算、訓練方法、訓練期間などがTESDA規則に合致すれば、認可プログラムとして登録されることとなります。

ここを訪問し、フィリピンにおける介護士育成専門学校のプログラムや訓練方法などについてレクチャーを受けます。

【2】「インターナショナルプレースメントスペシャリスト」(介護士育成専門学校)及び提携先病院の訪問

標準的な介護士育成専門学校を訪問し、各教室にて質疑応答を行いながら、フィリピンでの介護の教え方やレベルの確認を行います。

また、学校の提携先であるカロオカンジェネラルホスピタルやセントマイケルホスピタルを訪問し、研修生の働いている状況を見学します。

夜は、政府関係や学校のスタッフを交えた夕食会を行います。

【専門学校の概要】

所 在:カロオカン市繁華街(マニラから車で約1時間)

創 立:2002年

生 徒:約250名

卒業数:約1,000名

教 師:日本人教師なし(日本語を話せるフィリピン人が日本語授業を対応)

コース:7ヶ月間(最後の1ヶ月は提携病院にて研修)

送り先:カナダやアメリカが主

【3】日本人シニアのための会員制コミュニティ「オーキッド ヒルズクラブ」訪問

オーキッド ヒルズクラブは、マニラの南約55kmにあるタガイタイ高原に所在し、約32ヘクタールの敷地に、メンバーズハウス、ゲストハウス、クラブハウス、野菜・花壇・果樹農園などを備えています。

施設の経営に日本人が参画し、日本語と日本の文化や習慣、シニアの志向などを学んだフィリピン人スタッフが、利用している日本人シニアの生活面をサポートしており、キッチンスタッフは和風の家庭料理も作ることができます。

ここを訪問し、利用者やフィリピン人スタッフにインタビューを行うこと等により、フィリピン人スタッフのサービス提供の現状の理解をすすめます。

所 在:タガイタイ高原(マニラから車で約1時間30分)

～ 日比経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者受入実施に関する指針(案)～ (厚生労働省・抜粋)

【フィリピン人看護師等及び受入期間の責務】

・受入機関は日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのフィリピン人看護師等に対する国民の理解に資するよう、フィリピン人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

【日本入国・一時滞在許可の為の資格】

・4年以上の高等教育機関から学士号を取得して卒業した上でフィリピンの法令に基づき、フィリピン政府より介護士として認定されている者、又は看護学校を卒業した者。

【日本入国後に履修しなければならない研修】

・研修協会が実施する6ヶ月間の日本語の語学研修(但し、政府が十分な言語能力を有すると判断した場合は免除可)

・事業団が実施する6ヶ月間の介護導入研修(介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技能を修得させるための研修)

【日程】

日次	月日(曜)	地名	現地時刻	交通機関	予定(宿泊地)	食事
	2/20 (水)	関西空港発 マニラ着	10:45 (予定) 13:35 (予定)	TG621 専用バス	空路、マニラへ 着後:マニラ市内観光 (マニラ)	昼:機内 夕:-
	2/21 (木)	マニラ		専用バス	終日:フィリピン介護事情視察 午前:フィリピン政府関係 TESDAにてレクチャー (フィリピン労働雇用省・技術教育技能教育庁) 午後:介護士育成専門学校訪問 インターナショナルプレースメントスペシャリスト (マニラ)	朝:- 昼:- 夕:-
	2/22 (金)	マニラ		専用バス	午前:オーキッドヒルズ訪問 ・日本人経営で日本人の入居する退職者ビレッジ 午後視察先:専門学校提携病院 カロオカンジェネラルホスピタル セントマイケルホスピタル 夜、意見交換会を兼ねた夕食会 (マニラ)	朝:- 昼:- 夕:-
	2/23 (土)	マニラ			自由行動 OP:ゴルフ OP:マニラ市内観光(昼食付き)など (マニラ)	朝:- 昼:- 夕:-
	2/24 (日)	マニラ発 関西空港着	16:30 (予定) 21:20 (予定)	TG620	出発まで自由行動 空路、帰国の途へ	朝:- 昼:- 夕:-

この行程表は最も新しい資料により作成しておりますが、交通機関の都合により、出発到着時刻の変更が生ずる事があります。
ご利用航空会社/タイ航空
ご利用ホテル / ダイヤモンドホテル・フィリピン

ご旅行代金:お1人様 ¥158,000円(お1人様1室利用)

別途、関西空港施設使用料(2,650円)・フィリピン空港税(約2,200円)・航空保険料(約1,250円)
燃油サーチャージ(約6,300円)が必要となります。

添乗員:全行程同行します。
お食事:朝食4回・昼食2回・夕食1回(機内食除く)
最少催行人員:20名様

 <p>実施 JTB西日本 国土交通大臣登録旅行業第1768号 日本旅行業協会正会員 大阪府中央区久太郎町2-1-25 〒541-0056</p>   <p>旅行業公正取引協議会</p>	<p>【お申込・お問い合わせ先】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-12-8 明治安田生命肥後橋ビル2F 株式会社 JTB 西日本 団体旅行大阪中央支店 TEL:06-6449-9014 FAX:06-6449-9008 担当:高岡・玉置・中山 営業時間:9:30~17:30 / 土・日・祝日は休み</p>
---	---

旅行条件抜粋

(お申込みの前に必ずご覧下さい)

詳しい旅行条件を説明した書面を下記の旅行実施会社よりお渡し致します。事前にご確認のうえ、お申込み下さい。

募集型企画旅行契約

この旅行は(株)ジェイティーピー西日本(大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-25 国土交通大臣登録旅行業第1768号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾しお申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金(おひとり) 30,000円

旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって21日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(お1人様)

契約解除の日	左記以外に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行代金に含まれるもの

* 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス) * 旅行日程に明示した視察の料金(バス料金・通訳・ガイド料金・入場料金) * 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(1人部屋に1人ずつの宿泊を基準とします。) * 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金 * 航空機による手荷物運搬料金 * 現地での手荷物運搬料金(一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。) * 添乗員同行費用

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

* 超過手荷物料金 * クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 * 渡航手続関係費用 * オプションツアー料金 * 関西空港施設使用料 * ご自宅から関西空港間の交通費・宿泊費 * 旅行日程中の空港税等

特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

死亡補償金: 2,500万円

入院見舞金: 4～40万円

通院見舞金: 2～10万円

携行品損害補償金: お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)*より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)*を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。

「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

旅券(パスポート): この旅行には、有効期間が6ヶ月+滞在日数以上残っている旅券が必要です。

* 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続等の代行については、販売店(当社)が渡航手続代行料金をいただいております。

海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

海外旅行保険への加入について

海外において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

空港諸税について

渡航先の国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等(出入国税、空港施設使用料、税関審査料等)などの支払が義務付けられています。表示されている旅行代金には、空港税等は含まれておりませんので、別途お支払いが必要です。(当社が日本円で収受する場合は、ご出発の35日前に、水・土曜日発は5週間前の月曜日午前中の終値、日・火曜日発は6週間前の月曜日午前中の終値(いずれも東京三菱銀行売渡レート)により換算し、確定いたします。)

事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・ガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2007年10月1日を基準としています。又、旅行代金は2007年10月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

き り と り せ ん

ふりがな		性別	男 ・ 女	有効旅券	有 ・ 無
お名前		生年月日	T S 年 月 日	旅券の発行年月 日と有効期限	発行 年 月 日 有効 年 月 日まで
ご自宅 住所	〒 -	TEL:	- -	2人部屋希望	有 ・ 無
勤務先名				同室希望者名	
勤務先 所在地	〒 - TEL: - -	FAX:	- -	役職	